

三労基発 0413 第 3 号  
令和 3 年 4 月 13 日

72

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部長  
(公印省略)

フィットテスト実施者に対する教育の実施について (協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」へのばく露による労働者の健康障害防止のため、改正特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」)に基づき、新たに呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認(以下「フィットテスト」)が定められたところです。

フィットテストの実施に当たっては、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者(以下「フィットテスト実施者」)が実施することが求められ、当該人材の養成を促進する必要があります。

このため、今般、フィットテスト実施者に対する教育実施要領を別添のとおり定めましたので、その周知、普及に御協力頂くとともに、本要領に基づく教育を自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けて教育を行う等の支援に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、フィットテストを自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けてフィットテストを実施する等の支援につきましても、特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、フィットテストの実施につきましても、令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

また、呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法を定めた日本産業規格 T 8150 については、改正予定であることを申し添えます。